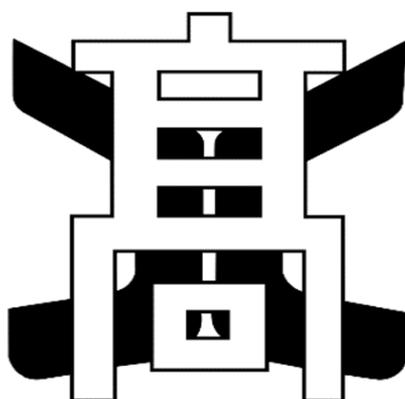


校 訓

自 律
敬 愛
協 調
創 造

校 章



校章について

校訓「自律・敬愛・協調・創造」の四つの柱と、北という文字「人と人が寄り添う心を合わせる姿」とを下地で表し、理想の教育環境である神戸研究学園都市に創設された高等学校の「高」というシンプルで力強い文字を支えるという意図でデザインされている。

校色について

西区伊川谷の田園と山にかこまれて、丘陵地の新しく拓けゆく学園都市にそよぐみどりの風と上空に拡がる紺碧の空を基調とし、さわやかな生気に満ちた校風の樹立を祈念して、Greenish Blue（緑かかった青）を校色として用いる。

校章意匠制作及び校色選定者

元阪神教育事務所学校教育課長
渡辺昭三先生

目 次

校訓，校章・校色について……………	1
校 歌……………	2
沿 革……………	3
教育方針……………	4
指導の重点……………	5
学則（抜粋）……………	5
届出事項……………	8
生活心得……………	10
服装に関する規程……………	12
自転車通学規程……………	14
電車・バス利用時の乗車マナー……………	15
考査時の心得……………	16
警報発令時，交通機関運行停止等における 授業措置について……………	16
図書館利用規程……………	18
生徒会会則……………	19
生徒会会計細則……………	22
生徒会役員選挙管理規約……………	23
年間行事予定表……………	25

本校の沿革

- 昭和 59 年 10 月 9 日 兵庫県議会で「兵庫県立神戸第 3 学区新設高等学校用地取得の件」が可決され，設置場所を神戸市西区学園西町と決定される。
- 昭和 60 年 11 月 1 日 兵庫県立淡路養護学校長楞野聰，神戸第 3 学区新設高等学校開設事務担当を命ぜられる。開設準備室を県庁東庁舎に置く。
- 昭和 60 年 12 月 21 日 兵庫県立高等学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（兵庫県条例第 27 号）により学校の設置が認められる。校名を兵庫県立伊川谷北高等学校と決定される。兵庫県公立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則により，本校生徒の通学区域が決定される。
- 昭和 60 年 12 月 23 日 昭和 61 年度生徒募集定員 376 名（8 学級）に決定。
- 昭和 61 年 1 月 1 日 神戸第 3 学区新設高等学校開設準備事務担当楞野聰初代校長に補せられる。開校準備室を兵庫県立須磨友が丘高等学校内に移す。
- 昭和 61 年 4 月 1 日 神戸市西区学園西町 6 丁目 1 において開校。
- 昭和 61 年 4 月 8 日 開校式及び第 1 回入学式を本校において行う。
- 昭和 62 年 4 月 8 日 第 2 回入学式を本校において行う。

昭和 63 年 4 月 8 日 第 3 回入学式を本校において行う。

昭和 63 年 10 月 31 日 創立 3 周年記念式典を行う。

平成元年 1 月 20 日 校歌発表会を行う。

平成 2 年 2 月 25 日 第 1 回卒業式を行う。

平成 7 年 10 月 25 日 創立 10 周年記念式典を行う。

平成 17 年 10 月 29 日 創立 20 周年記念式典を行う。

平成 27 年 10 月 31 日 創立 30 周年記念式典を行う。

教育方針

知・徳・体の調和のとれた人間形成と社会の発展に貢献する人材の育成を目指し、人と自然を愛する豊かな情操を養うとともに、自ら人生を切り開く強い意志と未来に向かって逞しく生きる力を育む。

校 訓

自 律 (autonomy)

自己実現の根幹は自らを律する心である。自己に厳しく、内面の深化・充実を図るとともに、人間性を陶冶し、品性を磨き、豊かな人間形成に努める。

敬 愛 (respect)

自己実現の基本は自他を尊重する心である。共に生きる喜びを分かち合える豊かな心を養い、人と自然・社会を愛する心を身につける。

協 調 (harmony)

自己実現と個性の形成は他者との関わりの中で確立する。自他の個性を尊重しつつ、他者と協調・協働する態度を身につける。

創 造 (creation)

基礎・基本の上に新たな自己の創造を目指す。人類社会の発展・繁栄に貢献するとともに、社会の変化にも柔軟に対応できる資質と能力を身につける。

校 是

「未来を拓く」(Challenge for the better future)

先人の知恵に学び、未来に生きる糧とし、常に挑戦者としての気概と姿勢を貫く。

指導の重点

1. 学力の充実

- ・学力の実態，適性・進路に応じた学習指導の推進。
- ・基礎学力をつける指導の徹底。
- ・授業尊重の態度と生涯学習につながる自発的学習態度の育成。
- ・教育機器の効果的活用などによる教育の現代化。
- ・興味・関心・特技を伸ばす指導の実践。

2. 生徒指導の徹底

- ・温かさとしさの調和した，心のかよう指導による相互信頼関係の樹立。
- ・あいさつの励行，端正な服装，規律ある行動など基本的生活習慣の確立。
- ・個性の伸長促進と集団生活による社会性，協調性の涵養。
- ・ホームルーム活動の充実と健全な生徒会の育成。
- ・教育相談の充実と家庭・地域との密接な連絡。

3. 進路指導の確立

- ・自己の適性を自主的に判断する能力の育成と進路意識の高揚。
- ・組織的な進路指導体制の確立と，適切な進路資料による指導の推進。
- ・正しい勤労観・職業観の育成。

学 則（抜粋）

第2章 学年・学期及び休業日

（学 年）

第4条 学年は4月1日に始まり，翌年3月31日に終わる。

（学 期）

第5条 学期は次のとおりとする。

第1学期 4月1日から7月31日まで

第2学期 8月1日から12月31日まで

第3学期 1月1日から3月31日まで

（休業日）

第6条 授業を行わない日（以下「休業日」という）は次のとおりとする。

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日

土曜日と日曜日

本校創立記念日

春季休業日 3月24日から4月7日まで

夏季休業日 7月21日から8月31日まで

冬季休業日 12月25日から翌年1月7日まで

前各号に定めるもののほか，校長が教育上特に必要と認め，兵庫県教育委員会（以下「県委員会」という）の承認を得た日

第3章 教育課程及び教科用図書

(教育課程)

第7条 教育課程は別に定める。

第4章 単位の履修・認定・卒業等

(修得単位の認定)

第10条 校長は、生徒が本校の定める教育計画に従って教科・科目を履修し、当該学年におけるその成果が、その教科・科目の目標からみて満足できるものと認めた場合は、当該学年の学年末においてその教科・科目について所定の単位を修得したことを認定する。

(卒業の認定)

第11条 校長は、本校の定める教育課程を修了し、所定の単位を修得したことを認めた生徒に対して、卒業を認定する。

第5章 入学・転学・出席停止

休学・退学・その他

(転学)

第21条 本校から他の学校へ転学しようとする生徒は、保護者と連署した別記様式第9号による転学願を校長に提出して、許可を受けなければならない。

(出席停止)

第22条 感染症にかかり又はそのおそれのある生徒に対し、校長は、学校医又は保健所長の意見を聞いて、出席停止を命ずることができる。

(休学)

第23条 病気その他やむを得ない事由により3月をこえて出席することができないため休学しようとする生徒は、保護者と連署した別記様式第10号による休学願に、医師の診断書等これを証する書類を添えて、校長に提出しなければならない。

2 校長は、前項の事由が正当であると認めるときは、休学を許可することができる。

3 休学の期間は、1年以内とする。ただし、校長は、特別の事情があると認めるときは、2年を超えない範囲でその期間を延長することができる。

(復学)

第24条 休学の期間内にその事由が消滅し復学しようとする生徒は、保護者と連署した復学願に、医師の診断書等これを証する書類を添えて、校長に提出しなければならない。

2 校長は、前項の場合において、教育に支障がないと認めるときは、復学を許可することができる。

(退学)

第25条 疾病その他の事情により退学しようとする生徒は、保護者と連署した退学願を校長に提出しなければならない。

2 校長は、前項の事由が正当であると認めるときは、退学を許可することができる。

(住所・名前変更の届出)

第27条 生徒が住所又は名前を変更したときは、保護者は、生徒住所(名前)変更届に住

民票記載事項証明書等これを証する書類を添えて、すみやかに校長に提出しなければならない。

(欠席等の届出)

第 28 条 生徒が欠席（忌引）しようとするときは、別記様式第 15 号による欠席（忌引）届を校長に提出しなければならない。

2 生徒が遅刻又は早退したときの届出は別に定める。

第 6 章 後見する者・宣誓書等

(後見する者等)

第 29 条 保護者は、生徒の入学（転・編入学を含む）とともにその後見する者を定め、所定の様式による後見する者届をすみやかに校長に提出しなければならない。

2 前項の後見する者は、校長の定める地域内に住所を有し、独立の生計を営む者でなければならない。ただし、校長において不相当と認めるときは、変更させることができる。

3 後見する者又は保護者は、住所を変更したときは、後見する者（保護者）住所変更届をすみやかに校長に提出しなければならない。

(宣誓書)

第 30 条 入学を許可された生徒は、入学許可の日から 10 日以内に、宣誓書とともに、保護者及び後見する者が連署した誓約書その他必要な書類を、校長に提出しなければならない。

2 保護者又は後見する者が死亡その他の事由により欠けたときは、すみやかにこれにかわる者を定め、保護者（後見する者）変更届とともに、前項の規定に準ずる誓約書を校長に提出しなければならない。

第 7 章 賞 罰

(表 彰)

第 31 条 校長は、学業、人物その他について、他の模範と認められる生徒を表彰することができる。

(懲 戒)

第 32 条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、学校教育法第 11 条、学校教育法施行規則第 26 条により、生徒に懲戒を加えることができる。

2 懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は、校長がこれを行う。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する生徒に対して行うことができる。

性行不良で改善の見込がないと認められる者

学力劣等で成業の見込がないと認められる者

正当の理由がなくて出席常でない者

本校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

第 8 章 授業料その他の費用徴収

(授業料等の徴収)

第 33 条 授業料その他の費用徴収の額及び方法については、兵庫県立学校授業料等徴収条

例（昭和 37 年兵庫県条例第 47 号）の定めるところによる。

（授業料の減免）

第 34 条 生活困難等により学費の負担にたえないと認められる生徒の授業料減免については、兵庫県立高等学校の授業料等の免除及び減額に関する規則（昭和 36 年兵庫県教育委員会規則第 18 号）の定めるところによる。

（授業料滞納者に対する措置）

第 35 条 校長は、授業料を所定の期日から 3 月を経過してもなお、正当な理由がなくて納付しない生徒に対し、出席停止を命ずることができる。

種 類	届け出を要する事由	届け出時期	手 順
出席停止届	感染症にかかり又はそのおそれのある場合	事由発生後、できるだけ早く（事由を証するものを添付すること）	生徒→担任→学年主任→教務→保健
忌引届	忌引きしようとするとき	事前にやむを得ないときは保護者から電話連絡の上、できるだけ早く	生徒→担任→教務
遅刻届 入室届	登校時に遅刻したとき	事由発生するとき	生徒→教科→担任
早退届 外出届	終礼終了前の下校 原則として外出は禁止	できるだけ早く 事由発生するとき	生徒→担任→学年主任
考査欠席届	考査の欠席	事由発生後、できるだけ早く（事由を証するものを添付すること）	生徒→担任→学年主任→教務
公認欠席届	関係職員により公認欠席を妥当と判断される事項	事前	当該生徒が、部活動等の関係職員や教科担当、学級担任の確認印を得て教務に提出

自転車通学願	通学の際、自転車を利用した場合	指導部が毎年指定 臨時の時は前日まで	生徒→担任→生徒指導部長
異装届	学校で指定した服装以外の服装を着用するとき	当日の始業時まで	生徒→担任→学年主任→生徒指導部（黒板に掲示）
旅行届	旅行・キャンプ・登山・海水浴などを実施する場合	1週間前まで	生徒→担任→学年主任→生徒指導部
学割交付願	交通機関を利用して旅行するとき、旅行届とともに提出	1週間前まで	生徒→担任→学年主任→生徒指導部長→事務室→本人
アルバイト願	学校では原則として禁止であるが、家庭の事情などやむを得ない場合	1週間前まで	生徒→担任→学年主任→生徒指導部長
施設備品等 使用願	学校の施設備品を使用したいとき （放課後、および休日の場合のみ）	平常の場合（前日まで） 休日の場合（前々日まで）	生徒→担任・顧問→管理責任者→生徒指導部長→総務部長
破損届	施設・設備・備品等を破損したとき	当日	破損者→担任→管理責任者→管理係→生徒指導部長→総務部長
紛失・拾得届	物品等を紛失、拾得したとき	事由発生するとき	生徒→担任→生徒指導部
入部届 退部届	各部に入部しようとするとき 各部を退部しようとするとき	事由発生するとき	生徒→顧問→担任→生徒指導部

【生活心得】

基本的な心がまえ

一つの集団にはその集団の活動を円滑にするためのルールがある。学校生活を送るためには学校生活のためのルールを理解する必要がある。

われわれは、自分を取りまくいろいろな環境と無縁に生きているわけではない。その環境の中であって自己の生命や健康を維持しているのである。諸君がこれからの高校生活を通じて、県立伊川谷北高等学校の教育方針に則った人物に成長するためにも、それにふさわしい立派な環境をつくっていく必要がある。その環境づくりへ諸君の積極的な参加を期待する。

以下の心得を熟読し、一人一人が伊川谷北高校生としての誇りと自覚をもって充実した3年間を送り、よき伝統を築くとともに、知・徳・体の調和のとれた人間形成を目指してもらいたい。

【明るくはじめある高校生活を送るために】

1. 品位と責任ある行動をとるように努めよう。

心の乱れは服装・頭髪にあらわれる。服装・頭髪は常に清潔・端正であるよう心がけよう。

2. 時間を守ろう。

始業5分前には登校すること。常にゆとりをもって行動し、高校生として規則正しい生活習慣を身につけよう。

3. 挨拶を励行しよう。

誰にでも、いつでも、どこでも素直に挨拶をし、心のふれ合いの場をつくろう。言葉づかいにも気を配り、高校生としてふさわしい言動を心がけよう。

4. 校内美化・清掃の徹底に努めよう。

まず、生活する場所を汚さないこと。清掃は自分の心を磨くことに通じる。積極的に清掃美化に努めよう。

【登下校について】

1. 登下校時刻について

登校時刻 8:25 (予 鈴)

下校時刻 18:00

2. 自転車通学は許可制とする。許可された生徒は自転車通学規程を厳守すること。

(P14 参照)

3. 電車・バス等を利用する生徒は乗車マナーをよく守り他の乗客に迷惑をかけたりトラブルをおこさないよう注意すること。

4. 通学途中での飲食店・遊戯場等へは立寄らないこと。また、食べ歩き等の品位のない行動はしないこと。

5. 登下校の際は通学路を利用し、私有地（アミティ団地等）に立ち入らないこと。
6. 徒歩・自転車通学を問わず各自で交通法規、交通道徳を厳守し、安全に登下校すること。
7. 休日の登校・校内への立ち入りについては、顧問・担任の先生の付き添いを条件としてみとめる。

【校内生活について】

1. 常に掲示や校内放送に注意し、指示や連絡を確認すること。
2. 欠席をする場合、事前に保護者を通じて学級担任へ連絡をすること。
3. 始業時に遅刻して登校した場合（あらかじめ遅刻することがわかっている場合は欠席と同様に連絡しておくこと）は、職員室へ行き、所定の届け出をした後授業にでること。
4. やむを得ず早退・欠課・外出をする場合は、学級担任の許可を受けること。
5. 自習時間には課題や監督者の有無にかかわらずホームルーム教室または所定の場所で静かに自習すること。
6. 上履き・下履きをはっきり区別し、所定のシューズ・スリッパ等を使用すること。
7. 校舎・備品等は大切に使用し、後始末を確実にすること。（もし破損や紛失したときは速やかに担任の先生に届け出て指示を受けること。故意の場合はもちろん、状況により弁償を求めることがある。）
8. 校内の清掃・美化に務め、清掃用具は大切に扱うこと。
9. 貴重品の保管は各自で責任を持つこと。体育授業時は別に指示する。教科書その他個人の所持品には必ず記名すること。
10. 校内での文書配布・ポスター等の掲示を希望する場合は、必ず生徒指導部の許可を受けること。（ポスター等の指示は指定の場所に限る。）
11. スマートフォンの持ち込みは禁止していないが、校内での使用は、始業前、昼休み、放課後は可とする。ただし、使用用途は連絡、調べものに限る。無断で使用した場合は厳しく指導する。特に考査中の鳴動は不正行為とみなす場合がある。保管については9.と同じ扱いとする。

【校外生活について】

1. 伊川谷北高校生としての自覚と誇りを持って健全な生活習慣を身につけ、いたずらに社会風潮に流されることなく行動すること。
2. アルバイトは原則として禁止する。ただし事情により特に必要な場合は保護者からの申請により承認する場合もある。
3. 在学中は単車・自動車類の免許取得および購入を禁止する。本校では、免許をとらない・乗らない・買わないを全面的に推進する。
4. 青少年愛護条例で禁止されている場所への出入りは保護者同伴でも禁止する。

5. 外出時は家の人に行く先、用件、帰宅時間を告げておくこと。
6. 夜間外出は10時を限度として必ず保護者の了解を得ること。
7. 無断外泊は禁止する。
8. 旅行をする場合は、必ず保護者の同意を得ておくこと。
9. 男女交際は保護者の理解のもとに、礼儀と節度ある交際であること。
10. 生徒または家族に異変があった時は、速やかに学校に連絡すること。
11. 喫煙・飲酒（加熱式タバコ等・ノンアルコールビール等も含む）・交通違反等の法令違反行為や怠学その他本校生としてあるまじき行為のあった時は特別の指導をおこなう。

【選挙運動・政治的活動について】

学校内における選挙活動や政治的活動は禁止する。

ただし、校外については、家庭の理解の下、生徒自身が判断し行うものとする。しかし、学業に支障がある場合や危険性がある場合、または、違法性がある場合等は、中止等の指導を行う。

【服装に関する規程】

登下校、校内生活、校外公的行事参加の場合は、本校規程の制服を着用すること。規程と異なる服装を必要とする場合は、異装届を生徒指導部に提出して許可を受けること。

事 項	男子	女子
制 服 なお移行期間 は特に設 けていない	(冬服) 本校指定の上下服 本校指定のカッターシャツ 本校指定のネクタイ (赤・青)から選択 学年章を左襟につける	(冬服) 本校指定の上下服 (下はスカートまたはスラック) 本校指定のブラウス 本校指定のネクタイ (赤・青)から選択 学年章を左襟につける
	(合服) 夏、冬の制服 冬服の上着をとった場合ネクタイを 着用する必要はない	(合服) 夏、冬の制服 冬服の上着をとった場合ネクタイを 着用する必要はない
	(夏服) 本校指定の夏服	(夏服) 本校指定の夏服

		上着丈、スカート丈、ズボンの個人による改ざんは禁止する
靴	通学	高校生らしく華美でない通学にふさわしいものとする。 ブーツ、スリッパ、サンダル・厚底・ハイヒール等は禁止する。
	校舎 体育館 シューズ	本校指定のもの
	グラウンド	運動に適したシューズ
靴下類		華美でなく高校生らしいもの
鞆類		特に指定はしない 高校生としての品位を損なわないものを持参すること
セーター ベスト		上着の下にV首セーター、カーディガン、ベストの着用を認める。 (色については男女ともに、華美でなく高校生らしいものとする) セーター、カーディガン等を着用している際、登下校時には必ずブレザーを着用していること。
防寒着		華美でなく高校生らしいものとする。装飾を凝らしたものは認めない。
髪型など		端正と清潔を旨とする。 ・染色、脱色、パーマその他技巧を凝らしたものは禁止する。 ・華美な装飾及び化粧は禁止する。 (華美な装飾とは指輪、ピアスネックレスなどをいう)

【本校制服】

冬服

合服

夏服

夏服



【自転車通学規定】

毎日のように交通事故が続発している現在、本校では徒歩通学または地下鉄・バス等の交通機関での通学を奨励する。しかし、地域的事情・その他の理由でやむをえず希望する者には許可制として自転車通学を認め、この規程を定める。

1. 制限区域を設定する。(片道 1.8 km未満(直線距離)は許可しない)
2. 自転車通学を希望する者は、所定の許可願を提出し審査をうける。(許可された者には許可証を交付する)
3. 通学者の安全を第一に考え、自転車の型を制限する。(生徒指導部で点検する)
4. 許可願は担任の確認印をもらって生徒指導部まで提出すること。その際、必ず自転車任意保険に加入し、そのコピーを許可願裏面に添付すること。
5. 自転車通学を許可された者は、下記の事項を厳守すること。再度の違反者は許可を停止する。
 - (1) 自転車の所定の位置(後輪のおおいの下から 15 cmの所)に鑑札を貼付すること。
 - (2) 鑑札代金は自己負担(¥100)とする。
 - (3) 所定の自転車置場に正しく置き、必ず施錠しておくこと。
 - (4) 鞆・荷物類は、ハンドル操作を妨げないよう後部荷台に紐で固定しておくこと。
(安全の為にヘルメットの着用を努力義務とする。)
 - (5) 雨天時には自転車通学を自粛し、傘さし運転は禁止する。(レインコートを着用すること)
 - (6) 交通ルール・交通道徳を守り、安全運転に努めること。(二人乗り・信号無視・二人以上の並進・スピードの出しすぎ・校内での乗車通行等は禁止する)
 - (7) もよりの交通機関までの自転車を利用する者は、生徒指導部に相談すること。
 - (8) ヘッドホン・イヤホンを耳に装着して運転することは禁止する。
 - (9) 兵庫県では、自転車任意保険の加入が義務付けされています。
 - (10) キックボードでの登校は禁止する。
 - (11) ヘルメットの着用に努めること

通学用自転車の指定

ハンドルはすべてセミドロップ上向とする。

(※荷台はなくても可)



スタンドは両立スタンドとする。

(片足は不可)

不許可の自転車

(マウンテンバイク不可)

(セミドロップ下向不可)



(変形ハンドル不可)



【電車・バス利用時の乗車マナー】

- 1 先着順に並んで待ち、割り込み乗車は絶対してはならない。
- 2 乗車したら入口に立ち止まらず、順次奥につめること。
- 3 鞆、荷物が通路の妨げにならないよう、できるだけ通路には置かないこと。
- 4 乗り降りには、老人、婦女子を優先し、車内ではすすんで席を譲ること。
- 5 車内では他の乗客の迷惑にならないよう、言動には充分注意すること。
- 6 他校生や一般乗客とのトラブルは、絶対起こさないこと。
- 7 係員の指示には必ず従うこと。

考查時の心得

考查は、日常の学習成果を発揮し、さらに今までの反省と今後の学習計画に資する大切なものである。次に示す事項を守り、厳正な態度で受験しなければならない。

1. 下記期間は職員室への出入りは禁止。

課題考查 : 考查初日～最終日の考查終了時まで

中間考查 : 考查1週間前～最終日の考查終了時まで

期末・学年末考查 : 考查1週間前～指定された日時まで

2. 机の中・ロッカーの中は全て空にし、かばん等は教室の前後へ置く。

3. スマートフォンやウェアラブル端末を持参している者は電源を切り、かばんの中へ入れる。

4. 出席番号順に着席（選択授業等は担当科目の先生の指示に従う）。

5. 机上に置くことができるもの。

筆記用具（下敷の使用は認めない）、時計（計算機・辞書機能付き等は不可）

その他（出題者が指定した物）

6. 考查開始5分前の予鈴で着席。私語および物品の貸借は認めない。

7. 途中での答案提出および退出は認めない。

8. 保健室受験は認めない。

9. やむを得ない理由で別室受験を希望する場合は、考查前に担任に申し出ておくこと。

10. 病気・事故などやむを得ない理由で欠席する場合は、あらかじめ保護者が担任に連絡し、後日考查欠席届および病院の診断書等を提出しなければならない。

11. 正当な理由なく欠席したものは0点とする。

12. 不正行為があった場合、当該科目の得点は0点とする。

13. 定期考查期間中の完全下校時刻は17時。

警報発表時、交通機関運行停止等における授業措置について

生徒登校前の措置

1 平常授業時（6限または7限授業日）

神戸市に大雨・洪水・暴風・大雪のいずれかの気象警報（特別警報含む）が発表されているとき、または、神戸市内の公共交通機関（神戸市営地下鉄、神戸市バス、山陽バス）が運行停止し登校できないとき、当日の午前7時、10時を基準として判断する。

（1） 7時までに警報が解除または運行が再開された場合は平常通りとする。

（2） 10時までに警報が解除または運行が再開された場合は第5限から始める。（12時55分登校）

（3） 10時現在で警報発表中または運行停止中の場合は臨時休業とする。

なお、神戸市以外に居住している生徒については、次の扱いとする。

① 神戸市に警報が発表されているとき、または、神戸市内の公共交通機関が運行停止しているとき、居住区域の状況に関わりなく、上記の（1）～（3）に従う。

② 神戸市には警報が発表されていないが居住区域には警報が発表されているとき、または、神戸市内の公共交通機関は運行されているが、居住する地域の公共交通機関が運行停止し登校できないとき、自宅待機とする。午前 10 時までには警報が解除または運行が再開された場合は、安全に配慮しつつ速やかに登校する。この措置により出席できなかった授業または遅刻した授業については、すべて公欠扱いとする。午前 10 時までには警報が解除または運行が再開されなかった場合、この日はすべて公欠扱いとする。

2 定期考査時（学年別の考査期間の場合、該当学年のみの措置とする）

神戸市に大雨・洪水・暴風・大雪のいずれかの気象警報（特別警報含む）が発表されているとき、または、神戸市内の公共交通機関（神戸市営地下鉄、神戸市バス、山陽バス）が運行停止し登校できないとき、当日の午前 7 時を基準として判断する。

（1）7 時までには警報が解除または運行が再開された場合は平常通りとする。

（2）7 時現在で警報発表中または運行停止中の場合は臨時休業とする。また、この日の考査は、原則として考査最終日の翌授業日（休日除く）に行う。

なお、神戸市以外に居住している生徒については、次の扱いとする。

① 神戸市に警報が発表されているとき、または、神戸市内の公共交通機関が運行停止しているとき、居住区域の状況に関わりなく、上記の（1）～（2）に従う。

② 神戸市には警報が発表されていないが居住区域には警報が発表されているとき、または、神戸市内の公共交通機関は運行されているが、居住する地域の公共交通機関が運行停止し登校できないとき、自宅待機とする。警報が解除または運行が再開された場合は、時間的に受験可能な考査があれば、安全に配慮しつつ速やかに登校する。（時間的に受験が難しいときは、登校しなくてもよい）。この措置により受験できなかった科目または遅刻した科目については、すべて公欠扱いとし、見込み点を与える。

※特別編成授業・行事等で午前中のみのは、原則として、定期考査時と同じ判断基準である。ただし、行事においては、それぞれ対応が異なるので、担任の指示に従うこと。

※その他、特別の対策をとるときは別途指示する。

3 生徒登校後の処置

下記の場合は学校長の指示により速やかに下校等の措置をとる。

（1）神戸市に暴風・大雨・洪水・大雪のいずれかの気象警報が発表されたとき

（2）交通機関（地下鉄、バス）が、運行停止となるおそれのあるとき

（3）ただし、神戸市以外の居住地域の気象状況や交通機関の運行状況に、十分配慮すること

熱中症特別警戒アラートについて

(1) 兵庫県に熱中症特別警戒アラートが発表された翌日は、以下のように臨時休業とする。
なお、熱中症特別警戒アラートは前日の 14 時ごろに環境省から発表される。

ア 平常授業時（6 限または 7 限授業日）

臨時休業とする。

イ 定期考査時（学年別の考査期間の場合、該当学年のみの措置とする）

臨時休業とする。また、この日の考査は、原則として考査最終日の翌授業日（休日除く）
に行う。

ウ 次の日が土日、祝日の時

部活動の大会等については、各団体の規定に従う。学校としては、校内での活動を控える。

忌引の扱いについて

1 忌引日数は次の通りです。

父母 7 日以内

兄弟姉妹、祖父母 3 日以内

曾祖父母、伯（叔）父母、同居の親族 1 日

但し、以上の日数はその間の休日等を含むものとする。なお、遠方の場合、往復各 1 日を
原則として加算する。

2 忌引扱いを願い出る時は事由が起った時にできるだけ早く電話等で担任に連絡をし、
後日届出用紙によって届けること。

図書館利用規程

1. 開閉館について

開館時間

12：20～13：00 および 15：20～16：45（考査期間，長期休業中は別に定める）

行事のある日は閉館

休館日

学校休業日

長期休業日（開館日は別に指示する。）

2. 館内での心得

貴重品は身につける。

飲食は禁止する。

卓上に落書きをしない。

紙くず、消しゴムの消しくずはゴミ箱へ。

館内では静かにし机・椅子の移動はしない。

図書を無断で館外に持ち出さない。

図書の又貸しは厳禁する。

図書はみんなの財産，よごさないよう大切に扱う。

貸出図書の返却期日を守る。

3. 資料の利用

館内での図書の利用

本校の図書館は開架式図書館である。閲覧室に配架されている図書で，直接図書に当たりながら自由に選ぶことができる。利用した図書は正しくもとの位置に戻すこと。

自習時間等，授業時間中の利用に関しては，監督の職員がつく場合のみ利用できる。

貸出及び返却

貸出は開館期間中随時行う。

「館内」「禁帯出」表示の図書，大型図書，新聞等以外の図書の貸出を行う。

貸出を希望する者は，図書をカウンターの係員に提出する。貸出手続きの後，ブックポケットの「貸出期限票」で返却日を確認する。

貸出期間は2週間以内，一人5冊までとする。

閉館時の返却は，返却ポストを利用する。

長期休業中（春休み・夏休み・冬休み）には長期貸出を行う。

3年生には，原則として2月以降の貸出を行わない。

4. その他

図書を紛失，破損，著しく汚損した場合は現品によって弁償するものとする。

この利用規程に違反したり，係員の指示に従わないときは利用を停止する。

閲覧室に備え付けのコンピュータは，開館中は自由に利用できる。ただし，長時間に及ばないこと。

【生徒会会則】

第1章 総 則

第1条 本会は兵庫県立伊川谷北高等学校生徒会（以下「本会」という）と称する。

第2条 本会は校訓「自主，果敢，協創」に即して会員の健全な自主活動を促進し，社会の発展に貢献しうる社会人となる資質を養うことを目的とする。

第3条 本会は兵庫県立伊川谷北高等学校に在籍する生徒全員によって組織する。

第2章 執行部役員

第4条 本会に次の役員をおく。

生徒会長 1名 副会長 2名

書記 2名 会計 2名

上記に加え必要に応じて，書記2名を追加することができる。

第5条 役員任期は7月1日より翌年6月末日までの1年間とし，再任は妨げない。

第6条 生徒会長は本会を代表し，会務を総理する。

第7条 副会長は生徒会長を補佐し、会長が事故ある時はその職務を代行する。

第8条 書記はすべての集会の議事を記録し、本会の事務を処理する。

第9条 会計は本会の予算編成の責任を負い、文化部、運動部の会計監査を行う。

第10条 執行部役員は評議委員会に出席しなければならない。ただし、採決に参加することはできない。

第3章 組 織

第11条 本会に次の組織をおく。

評議委員会、執行委員会、各種専門委員会文化部、及び体育部、ホームルーム

第4章 評議委員会

第12条 評議委員会は本会の最高議決機関であり、各ホームルームより選出された2名の学級委員長、副委員長で構成し、執行委員会からのすべての議案及び委員長が必要と認める議案を審議し、その可否を議決する。また必要があるときは各種専門委員会委員長を出席させることができる。

第13条 評議委員会の委員の任期は前期は4月1日より9月末日まで、後期は10月1日より翌年3月末日までとする。

第14条 評議委員会の委員は評議委員会の審議及び議決事項をホームルームに必ず報告しなければならない。

第15条 評議委員会の委員の中から委員長1名、副委員長1名、書記1名を選出する。

第16条 評議委員会の招集は委員長がこれを行う。年2回定例会を開催し他に第18条に即して臨時に開催することができる。

第17条 評議委員会は次の事項を議決する。

1. 生徒会年間活動計画と事業報告の承認
2. 執行委員会からの提出議案
3. 委員があらかじめ申し出て委員長が承認した議案
4. 生徒会予算、決算の審議承認
5. 規約改正の発議
6. その他本会に関する事項

第18条 評議委員会は次の場合開催することができる。

1. 執行委員会からの要請があった場合
2. 評議委員会の委員の10分の1以上の要請があった場合
3. 各種専門委員会からの要請があった場合
4. 本会員の10分の1以上の要請があった場合

第19条 評議委員会の議決は4分の3以上の出席と出席者の過半数によって決し、可否同数のときは委員長が決定する。

第5章 執行委員会

第20条 執行委員会は本会の執行機関であり、役員及び各種専門委員会委員長により構成し、執行委員長は会長がこれを兼任する。

第 21 条 執行委員会は次の任務にあたる。

1. 評議委員会の決定事項の執行
2. 予算案の作成
3. 評議委員会に提出する議案の作成
4. 各種専門委員会間の調整統括
5. その他生徒会活動に関する必要な事項

第 22 条 執行委員会は評議委員会及び会員に定期的に活動報告をしなければならない。

第 6 章 各種専門委員会

第 23 条 本会には次の各種専門委員会をおく。

1. 会計委員会
2. 文化委員会
3. 体育委員会
4. 風紀委員会
5. 美化委員会
6. 保健委員会
7. 図書委員会

第 24 条 各種専門委員会はホームルームにおいて選出された 2 名（原則として男女各 1 名）の委員によって構成する。

第 25 条 専門委員の任期は前期は 4 月 1 日より 9 月末日まで、後期は 10 月 1 日より翌年 3 月末日までとする。

第 26 条 各種専門委員会には委員長 1 名、副委員長 1 名、書記 1 名を置く。

第 27 条 各種専門委員会の委員は次の任務にあたる。

1. 会計委員

学級内の会計管理，及び貴重品の管理

2. 文化委員

学芸的，文化的行事の計画と推進

3. 体育委員

体育時の連絡準備，及び体育的行事の計画と推進

4. 風紀委員

校内の風紀の保持，及び校風の刷新

5. 美化委員

校内の清掃美化活動の推進

6. 保健委員

生徒の保健衛生応急手当て，及び安全管理

7. 図書委員

図書館運営の補助，及び読書の推進

第 7 章 特別委員会

第 28 条 本会には次の特別委員会を置く。

1. 生徒会役員選挙管理委員会
2. 会計監査委員会

第 29 条 生徒会役員選挙管理委員会及び会計監査委員会の規約は別に定める。

第 8 章 部 活 動

第 30 条 本会は第 1 章第 2 条に規定する目的を達成するために文化部及び運動部を置く。

第 31 条 部活動に関する規約は別に定める。

第 9 章 会 計

第 32 条 本会の経費は会員による会費とその他雑収入とする。

第 33 条 本会の会計は生徒会会計がこれを処理する。

第 34 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 35 条 本会の予算は執行委員会の原案を文化部及び運動部長会にはかり、評議委員会の議決を経て職員会議の承認の後発効する。

第 36 条 本会の決算には生徒会会計が毎年度末に行い、評議委員会に提出し会計監査を受けた後、その承認を経なければならない。

第 37 条 会計に関する細則は別に定める。

第 10 章 会則の改正

第 38 条 本会則の改正は評議委員会の構成員の 4 分の 3 以上の賛成で可決し、職員会議の承認を必要とする。

第 11 章 補 則

第 39 条 本会のすべての活動は本校教育活動の一環として行われ生徒会の顧問を経て学校長の承認を得なければならない。

第 40 条 本校教職員はすべて本会の顧問となり各組織の適切な運営に対して指導助言を行う。

第 41 条 本会則は昭和 62 年 1 月 15 日から施行する。

生徒会会計細則

第 1 条 本会の予算についてはこの規程の定めるところによる。

第 2 条 本会の経費は会費その他をもって支弁する。会費は年間 8,400 円とし、月毎の徴収については別途定めるところによる。その他については受け入れの都度、雑収入に入れる。

第 3 条 本会の会計年度は毎月 4 月 1 日～翌年 3 月 31 日までとする。

第 4 条 予算は総務関係費、部関係費、予備費、旅費とする。

総務関係費とは、本会運営に必要なあらゆる予算のことをいい、予算総額の 3 分の 1 程度を基準とする。

部関係費とは、部活動運営に必要な予算をいい、予算総額の 2 分の 1 程度を基準とする。

登録費・大会（行事）参加費は、予算総額の 10 分の 1 程度を基準とする。

予備費は、その他予想しがたい支出にあてるものとする。

旅費は、予算総額の 10 分の 1 程度を基準とする。

第 5 条 予算編成は当該年度の支出見積書、各部、各委員会の請求額、活動状況、物品管

理状況等を資料とし、生徒会執行部で起案し、執行委員会が予算案を作成する。

第6条 執行委員会の予算案は運動部部長会、文化部部長会にはかり、評議委員会の議決を経て職員会議の承認を得なければならない。

第7条 予備費の使途の決定は執行委員会が行い、事後評議委員会に報告する。ただし重要事項については、事前に評議委員会に提出し承認を得なければならない。

第8条 予算が成立したとき、生徒会会計は執行委員会を代行して、各部、各委員会に予算を分配する。

第9条 会費の徴収、保管、支出は学校に一任し、取扱はすべて学校事務室で行い、予算支出日は毎月の1日と16日とする。なお請求書類の届出は毎月の10日、25日までとする。

第10条 予算執行の手続きは次の手順で行う。

各部長、各委員会→各顧問→生徒会会計→生徒指導部生徒会係→生徒指導部長→事務長→教頭→校長

生徒会長→生徒会会計→生徒指導部生徒会係→生徒指導部長→事務長→教頭→校長

HR委員→担任→生徒会会計→生徒指導部生徒会係→生徒指導部長→事務長→教頭→校長

第11条 支出予算は他の目的にこれを使用することはできない。

第12条 支出予算積算の基礎となった購入物品は許可なくして変更することはできない。変更の場合は変更届を生徒会会計に提出し、評議委員会の承認のうえ購入する。ただし、支出金額に変更はない。

第13条 支出予算の残額が生じた場合は、次年度の予備費としてプールするものとする。

第14条 会計監査は評議委員会議長、副議長、書記がこれを行う。

第15条 旅費に関する規程は別に定める。

第16条 この細則の改正は評議委員会において出席委員の3分の2以上の賛成を得て成立する。

生徒会役員選挙管理規約

第1章 総 則

第1条 本規約は兵庫県立伊川谷北高等学校生徒会役員選挙管理規約（以下本規約という）と称する。

第2条 本規約は生徒会会則第29条に基づき生徒会役員選挙を公正かつ合理的に行うために定める。

第3条 本規約は生徒会長の選挙に適用する。

第4条 生徒会会員はすべて選挙権を有する。

第2章 選挙管理委員会

第5条 生徒会には生徒会役員の選挙が公正に行われるために生徒会会則第28条に基づき選挙管理委員会（以下本委員会という）を置く。

第6条 本委員会は各ホームルームから選出された選挙管理委員1名をもって構成する。
但し欠員が生じた時には補充する。

第7条 選挙管理委員は毎年4月に選出し、任期は1年間とする。

第8条 本委員会には次の役員を置く。

選挙管理委員長 1名

選挙管理副委員長 2名

第9条 本委員会は次に定める選挙運営及び管理に関する事務一切を行う。

選挙告示

立候補者の受付及び公示

立会演説会の開催

投票及び開票と結果の発表

選挙記録と保管その他

第10条 選挙管理委員は選挙運動をしてはならない。また選挙管理委員が立候補する場合には同委員を辞任しなければならない。

第3章 告 示

第11条 生徒会長の選挙は6月に行うものとし、告示は投票日の10日前とする。

第4章 立 候 補

第12条 立候補者は自薦、他薦共に責任者1名を必要とし、本委員会指定の用紙に記入のうえ本委員会に提出する。

第13条 立候補者は告示の日から5日以内に届け出をしなければならない。

第14条 責任者は立候補者及び運動員の行為その他すべての責任をもつものとする。

第15条 生徒会執行部役員は学級委員を兼ねることはできない。

第5章 選 挙

第16条 選挙運動は立候補届け出と同時に進行ことができ投票日の前日までとする。

第17条 選挙運動は校内に限る。またポスターは本委員会の承認を得て使用する。

② ポスターは所定のものとし、本委員会指定の場所に掲示する。

第18条 選挙運動及び立会演説会の内容は本校の生徒としてふさわしいものでなければならない。また他の立候補者の妨害をしてはならない。

第19条 立候補者は次の方法により選挙運動をすることができる。

ポスターの利用

ホームルームの訪問

第9条第3項による立会演説会

第20条 立会演説会の演説は立候補者とその応援弁士1名ずつで行う。

第21条 選挙運動に違反した立候補者は立候補を取り下げなければならない。

第22条 生徒会副会長、書記、会計は生徒会長が指名し学校長がこれを認証する。

第6章 投 票

第23条 選挙は無記名投票によって行う。

- ② 投票は本委員会の定めた時間及び場所で所定の用紙によってこれを行うものとする。
- ③ 不在投票及び代理投票は認めない。

第24条 信任投票の場合は信任あるいは不信任を記入する。

第7章 開 票

第25条 開票は即日行うことを原則とする。

- ② 開票には生徒会の顧問及び立候補者の責任者が立ち会うものとする。

第26条 次の投票は無効票とする。

所定の用紙を用いていないもの

不必要なことを記入したもの

記載事項の不鮮明なもの

投票用紙を著しく破損したもの

第27条 得票同数の場合は公正な抽選によって決定するものとする。

第28条 信任投票の場合は有効投票の過半数をもって当選とする。

第29条 信任投票で不信任になった時は後日再選挙を行う。

第8章 補 則

第30条 本規約の改正については生徒会会則第38条の条項に準ずる。

第31条 本規約は昭和62年1月15日より施行する。

年間行事予定表

月	旬	行事	備考
4月	上旬	始業式・入学式・課題考査	
	中旬	身体計測・X線撮影・心電図	
	下旬	生徒個人面談	
5月	上旬		
	中旬	PTA総会・保護者会	
	下旬	中間考査	
6月	上旬	県総体	
	中旬	文化祭	
	下旬	立会演説会・生徒会選挙	

7月	上旬	期末考査	
	中旬	球技大会（3年） 国際理解シンポジウム	
	下旬	終業式・3者面談・補習授業	
8月	上旬	オープンハイスクール	
	中旬		
	下旬	補習授業	
9月	上旬	始業式・課題考査	
	中旬		
	下旬		
10月	上旬	体育大会	
	中旬	中間考査	
	下旬	校外学習	
11月	上旬	創立記念日・実力考査・学校説明会	
	中旬	芸術鑑賞会	
	下旬		
12月	上旬	期末考査	
	中旬	球技大会（1・2年）	
	下旬	終業式・補習授業・保護者面談	
1月	上旬	始業式・課題考査（1・2年）	
	中旬	大学入学共通テスト（3年）	
	下旬	修学旅行（2年）・3年ワックスがけ	
2月	上旬		

	中旬	推薦入学（文理探究科）	
	下旬	学年末考査（1・2年）・卒業証書授与式 （3年）	
3月	上旬	ワックスがけ（1・2年）	
	中旬	複数志願選抜	
	下旬	終業式	